

あおり運転の厳罰化について

今回は、先日交通関係の法律改正が行われていますので、この改正内容などについて話したいと思います。

改正されたのは、皆さんも興味深い「あおり運転」に関するものになります。

あおり運転に関しては、今までは明確な処罰規定がなく、違反があっただけなら、その違反に対して交通切符を切って反則金の支払いを求め、点数にあっても、その違反の点数だけで、直ちに運転免許を取消したりすることも難しかったのです。

また、あおり運転の結果、車を停止させて運転手を殴ったような場合、暴行罪や傷害罪で処罰するしかなく、免許の取消し処分などの行政処分が難しく、このような危険な運転者を、道路交通の場から排除することが、とても難しい状況だったのです。

しかし、今回の改正により、今までにない重い罰を与えることが出来るとともに、運転免許の取消しも可能となり、あおり運転をするような危険なドライバーを、道路交通の場から排除することが可能になったのです。

1 道路交通法の一部改正【6月10日改正 6月30日施行】

(1) 改正の趣旨

道路交通法が改正されるに至った経緯として、皆さんもご存じのとおり、

平成29年6月に神奈川県の東名高速道路において、他の車を執拗に追跡し、進路をふさぐなどの妨害行為を繰り返したうえ、その自動車を停止させ後続の自動車を追突させて、停止させられた車に乗車していた一家4人を死傷させる痛ましい事件が発生したことを受け、「あおり運転」が重大な社会問題となりました。

このような状況を踏まえ、このような悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の車両を妨害する目的で一定の違反をしたものに対する罰則を創設することが必要、ということで道路交通法が改正されることとなったのです。

(2) 改正の内容

ア 妨害運転に対する罰則の創設

そして、先の経緯を受け、本年6月10日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、6月30日からこの法律により、あおり運転に対して厳罰を科すことが出来るようになったのです。

イ あおり運転として処罰することとなる違反

それでは、どのような違反をすればあおり運転となるのか？についてですが、違反行為としては10種類の違反が挙げられています。個別に話しますと、

- ① 右側通行などの通行区分違反
- ② 不必要な急ブレーキ
- ③ 前車への異常接近などの車間距離不保持
- ④ 危険な進路変更などの進路変更の禁止違反
- ⑤ 左側からの追い越しなどの追い越し違反
- ⑥ 前照灯をハイビームにした状態で他の車と行き違ったり、他の車の直後を走行するような、減光等義務違反
- ⑦ クラクシヨンの乱用等の警音器使用違反
- ⑧ 幅寄せなどの、安全運転義務違反
- ⑨ 高速道路における、最低速度に達しないまま運転を継続する最低速度違反
- ⑩ 高速道路における駐停車違反

の違反が、対象の違反となります。

ただ、違反をただけであおり運転となるのではなく、
この違反行為が

他の車両の妨害をする目的で行われること と、

他の車両等に道路における危険を生じさせる恐れがあること

が必要になります。

エ 罰則について

そして、このあおり運転が立証されれば、厳しい処罰があり、この処罰にあつては、まず、

他の車両の妨害をする目的で、

他の車両等に危険を生じさせる恐れがある先の10種類の違反をした場合は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

となり、違反点数にあつても、

25点

となります。

これは

酒気帯び運転と同じ罰則や点数

になります。

もちろん、運転免許は取消されることとなり、その欠格期間は2年となります。

法律改正以前は、一つ一つの違反として切符処理して、反則金を納めることで終わっていたものの、法改正後はこのような大きな処罰が課せられることとなったのです。

さらに、先ほど話した行為を行い、その結果

自動車を停止させ、その他道路における著しい危険を生じさせた

場合は、

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

となり、当然のことではありますが、違反行為を行った以上に厳しく処罰されることとなります。

違反点数にあっても

35点

と大きな点数となっており、これは
酒酔い運転と同じ罰則や点数
になります。

もちろん、妨害運転同様、運転免許は取消されることとなり、その欠格期間は
3年となります。

さらに、この行為により交通事故を起こし相手方が死傷した場合は、危険運転
致死傷罪に問われることとなる可能性が極めて大きくなっています。

また、運転者だけに限らず、運転者を唆し妨害運転をさせたり、妨害運転を助
けたりした者も運転免許の処分の対象となり、運転免許が取消されたりするよ
うになるのです。

(3) あおり運転のない安全な運転への心がけ

道路交通法が改正され、厳しい処罰が設けられましたが、
厳しい処罰があるから違反をしないようにしよう
という考えではなく、
処罰がなくても安全運転に努めてほしい
と思います。

道路は、一人の物ではなく、みんなの物なのです。

中には何らかの理由で急いでいる人もいるでしょうし、体調がすぐれずゆっ
くりした運転をしている人もいます。

運転の上手い、下手もあるかもしれません。

人それぞれ、おかれている立場が異なります。

そのようないろいろな立場の方が、決められた道路という空間を共同で使用
しているのですから、

自分は急いでいるのだから、速く走れ、トロトロするな、イライラする
など、自分に本位の考えで運転せず、他のドライバーの立場も考え、

道路を共有しているという考えを忘れず、

思いやりの気持ちで運転してほしい

のです。

そうすれば、あおり運転など存在するはずもなく、わざわざ法律を改正する必
要もなかったのではないのでしょうか。

お互いを思いやり、安全運転をお願いします。

(4) ドライブレコーダー

とは言っても、中にはあおり運転をする者がいるのも間違いなく、こういう法
改正がなされたのですが、

あおり運転の被害を受けたとの申し出
だけでは、被疑者を検挙するのが難しい状況にあります。

要は「証拠が欲しい」ということです。

被害を申告した方を信用しないのではなく、人間の記憶というものはあいまいな面があったり、時間とともに薄れ正確な記憶がなくなってしまうことがあるのです。

しかし、ドライブレコーダーの映像など、まさにその犯行の現場を映している証拠があれば、それだけ検挙につなげることが出来やすくなるのです。

機械は見誤りや、着色もなく、記憶誤りもないなど、そのものズバリを教えてください。

私は決してドライブレコーダーのメーカーからの回し者ではありませんが、ドライブレコーダーの設置をお勧めします。

万が一被害に遭った時は、大きく役に立つことになるし、あおろうとしている車の運転手が、皆さんの車にドライブレコーダーを設置していることに気付けば、あえてあおることもないのではないのでしょうか。

違反の証拠にもなり、あおりを受けることの防止にもつながりますので、設置されていない方は設置の検討をしてみてくださいはいかがでしょうか。

また、万が一被害に遭った場合、ドライブレコーダーの映像の保存をお願いします。

ドライブレコーダーは、大半の場合、交通事故の瞬間は記録が消えない仕組みになっていますが、そのほかの映像は時間とともに上書きされてしまい消えてしまいます。

被害に遭った時の映像が、時間の経過とともに上書きされ残っていないこともあるのです。

だから、万が一被害に遭った場合は、上書きが出来ないような措置をとるなどして、データの保存をお願いします。

そして、警察署への通報や県警ホームページ上にあります「あおり運転撲滅BOX」への通報をお願いします。

☆お願い

このように、あおり運転に関して、大きく法律が改正整備され、道路上の安全を図れるようになってきましたが、道路を安全な空間にするのは、道路を利用する皆さん全てです。

先にもお願いしたとおり、

法律があるから、厳しい処罰があるからあおり運転をしないという考えではなく、

道路はみんなの物である、いろいろな立場の人が道路を利用しているという、

譲り合いや、思いやりの気持ちでハンドルを握り、あおり運転のない、安全で快適な新居浜市にしていきたいと思います。